

「信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改め、「含み、人材研修事業にあっては整備しようとする施設」を削り、同条第二号から第四号までの規定中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第五条第二項中「前条第四項及び第五項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改める。

第六条第一号中「高度通信施設整備事業、認定計画に係る信頼性向上施設整備事業又は認定計画に係る高度有線テレビジョン放送施設整備事業」

を「施設整備事業」に改め、同条第一号中「認定計画に係る第二条第八項第一号に掲げる」を削り、「の出資を行う」を「に充てるための助成金を交付する」に改め、同条第三号中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改め、同号イ中「及び光端末回線装置」を「光端末回線装置」に改め、「であるものをいう。」の下に、「デジタル加入者回線多重化装置（インターネットの利用を可能とする平衡対ケーブルを用いた広帯域伝送の方式（以下このイにおいて「デジタル加入者回線伝送方式」といいう。）における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変復調装置であって、端末設備でないものをいう。）、デジタル加入者回線信号分離装置（デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置であつて、端末設備でないものをいう。）、加入者系無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る）に用いられるものをいう。）及びケーブルモード（インターネットの利用を可能とする機能を有する変復調装置であつて、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信設備に接続されるものをいう。）」を加え、同号中「送信用光伝送装置（「デジタル送信用光伝送装置（デジタル信号による送信をする放送を

受信し、これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び」に改め、同条に次の二項を加える。

2 機構は、人材研修事業の内容、実施地域及び当該事業を行なう者が基本指針に照らし適切なものであると認めるときでなければ、前項第二号の助成金の交付の決定をしてはならない。

第七条の二、第七条の三第三項及び第七条の四中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改め

る。

第八条を次のように改める。

（機構法の適用）

第八条 第八条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中

「又は」とあるのは「又は電気通信基盤充実臨時措置法（以下「電気通信基盤法」という。）第六

条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する

業務を含む。）をいう。以下同じ。」に係る」と、

「総務大臣及び財務大臣」とあるのは「総務大臣及び附帯する業務を含む。以下同じ。」に係る」と、

臣及び財務大臣、同項第一号に掲げる業務（こ

れに附帯する業務を含む。以下同じ。」に係る」と、

「総務大臣」とあるのは「総務大臣（同法

第十三条规定する主務大臣をいう。以下同じ。）」と、機構法第十九条第一項及び第四十五

条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は電気通信基盤法」と、機構法第四十条第

五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は電気通信基盤法」とあるのは「総務大臣又は財務大臣（同法

第一項中「総務大臣又は財務大臣」とあるのは「総務大臣又は厚生労働大臣」と、機構法第

四十三条第一項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣（研修助成業務について第二十九条第一項

の規定による認可をしようとするときは、主務大臣」と、同項第一号中「第二十八条第二

項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可研究開発出資業務

又は研究開発債務保証業務に係るものと除く。）」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の

規定による認可（研究開発出資業務又は両債務

保証業務に係るものと除く。）第二十八条第二

項の規定による認可（研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものと除く。）と、同条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を

大臣、研修助成業務に関する意見については主務大臣」と、機構法第二十八条の二第二項中「の一部」とあるのは「又は電気通信基盤法第六条第

一部」とあるのは「総務大臣及び財務大臣」とあるのは「総務大臣（研修助成業務に関する意見については主務大臣」と、同条第一項中「総務大臣」と、同条第一項中「

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定は、

附則第二条中「この法律の施行の日から十年以内」を「平成十八年五月三十日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定は、

附則第二条中「この法律の施行の日から十年以内」を「平成十八年五月三十日まで」に改める。

（信託基金の持分の払戻しの禁止の特例）

第二条 日本政策投資銀行以外の出資者は、通信・放送機構（以下「機構」という。）に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した

日までの間に限り、通信・放送機構（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）

第二十九条の二第一項に規定する信託基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、機構法第六条第一項の規定にかかわらず、

当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本

等に係るものと除く。）と、同条第一項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「の規定による認可又は第二十九条第一号

令、財務省令」とあるのは「総務省令、財務省令、研修助成業務に係るものについては主務省

金を減少するものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の電気通信基盤充実臨時措置法(以下「旧法」という。)第四条第一項の認定を受けた実施計画に係る人材研修事業を実施している者に関する計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

2 機構は、この法律の施行前にされた旧法第六条第二号の規定による出資に係る經理については、改正後の電気通信基盤充実臨時措置法(以下「新法」という。)第八条の規定により読み替えられた機構法第三十三条の二の規定にかかわらず、同条に規定する研究開発出資勘定において整理するものとする。

3 この法律の施行の際現に旧法第六条第三号の規定によりその整備に関して機構から助成金の交付を受けている同号ロに規定する送信用光伝送装置は、新法第六条第一項第三号の規定の適用については、同号ロに掲げる施設とみなす。

4 この法律の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)
第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

理由

高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、電気通信基盤充実臨時措置法が廃止するものとされる期限を延長するほか、信頼性向上施設及び高度通信施設整備事業に係る助成金交付対象施設の範囲を拡大するとともに、人材研修事業の要件等を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。